

令和 7 年 9 月 26 日

北茨城市長 豊田 稔 様

北茨城市水道料金等審議会

会長 和田 祐 司

水道料金の適正化について（答申）

令和 7 年 5 月 29 日付け、北水第 41 号で諮問のありました標記の件について、本審議会では慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

## 答 申 書

水道事業は、市民生活や社会経済活動に欠かせない重要な社会インフラである水道施設を適切に維持管理し、将来にわたって安全な水を安定的に供給し続ける責務があります。

平成30年8月に33年間据え置いていた水道料金を改定し、経営の健全化に努めているが、人口減少の加速化による給水収益の減少や昨今の物価高騰の影響による動力費や工事費用の上昇、更には水道施設の老朽化の進行による計画的な施設の更新・耐震化などへの対応が必要不可欠な状況にあります。

令和5年度には、こうした課題に確実に対処することを目的に「安全・快適な水を安定的に供給し続ける水道」を基本理念とした「第3次北茨城市水道事業ビジョン」（令和6年度～令和15年度）を策定しているところではありますが、財政シミュレーションの結果、水道事業の経営が困難となることが明らかになっております。

これらを踏まえ、令和7年5月29日に北茨城市長から本審議会に対して、「水道料金の適正化」について、諮問を受けたところであります。

本審議会では、水は市民生活に必要不可欠であり非常に大きな影響を与えることから、4回にわたり会議を開催し、慎重に調査、審議を行ってきました。今般、次のとおり意見が集約されましたので答申するものであります。

### 1 水道事業の現状と見直しについて

#### (1) 水道施設の更新について

本市の水道施設は、経年劣化が著しく、更新のペースも全国平均より遅れている状況にある。このままの状態では推移した場合、管路破損による断水や道路陥没、あるいは浄水・配水施設等の障害による給水停止などにより、市民生活や社会経済活動に影響が生じる可能性がある。

#### (2) 水需要の減少

全国的な少子高齢化に伴う人口減少、節水型社会の進行により水需要が減少しているため、水道料金収入が年々減少しており、給水にかかる費用のうち、水道料金で回収した割合を示す料金回収率は、令和4年度以降100%を下回っている。

### (3) 企業努力

水道事業の経費については、業務の委託化などで人件費の抑制を図っており、令和6年度の人件費は、2億3700万円で、平成12年のピーク時の費用3億6700万円と比べ1億3000万円の削減となっている。また、令和6年度末時点での職員数は20名で、ピーク時（昭和57年・45人）の半数以下まで減員している。

高利率企業債についても平成22年度から平成25年度に返済及び低利率企業債へ借り換えをしたことにより支払利息約4220万円の軽減を図っている。

また、コンビニ納付やスマートフォンによるキャッシュレス納付・開閉栓の受け付けを開始するなど利用者サービスの向上にも努めている。

### (4) 内部留保資金残高の減少

施設・管路の更新及び耐震化整備に多額の費用が必要となることから、令和9年度末には、内部留保資金の残高が約4800万円まで減少すると見込まれている。将来の更新費用や災害等による減収・緊急修繕に対応するため、一定額程度の資金を確保しておく必要がある。

### (5) 企業債残高の増大

これまで設備投資にかかる財源を確保するため企業債を活用してきており、新華川浄水場整備に関する多額の償還が令和15年度をピークとして続く予定である。

新規借入を建設改良事業費の8割を目途とするなど、借入の抑制を図っているが、今後の人口減少に伴い、将来世代の負担が大きくなるよう、引き続き企業債残高の抑制に努める必要がある。

## 2 水道料金について

### (1) 水道料金改定について

老朽化した施設及び管路の更新に伴う多額の費用が必要なため、職員数の削減、業務の委託化等で経費の削減を図っているが、人口減少等に伴う給水収益の減少が加速化しており、安全な水を安定的に供給し続けるためには、財源の確保が必要不可欠である。総合的に判断すると水道料金の改定はやむを得ないものと考ええる。

### (2) 料金改定率について

以下の2点を総合的に判断し、平均改定率を25.80%とすることが必要である。

- ① 収益的収支が料金算定期間（令和8年度から令和12年度までの5年間）の中で赤字とならないこと。
- ② 北茨城市水道事業ビジョンを踏まえ、老朽化した施設・管路の更新及び耐震化を計画的に進めるための事業費を確保すること。

### （3）料金体系について

料金体系は、受益者負担の原則から使用者に公正な費用の負担を求めるものであり、健全な経営ができるように財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。

#### （ア）基本料金

水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高めることが必要であるが、小口利用者への負担が過大とならないように配慮する必要がある。

#### （イ）従量料金

小口使用者の負担増大の抑制、大口利用者への使用水量に応じた施設整備や維持管理にかかる費用負担の観点から、従量料金の逦増制を維持しつつ、安定した料金収入を確保することや負担の公平性を踏まえ、逦増割合は縮小していく必要がある。

### （4）料金改定の時期について

料金改定の時期については、料金算定期間のおり、水道事業の経営状況から見て令和8年度より早期に改定を行うことが望ましいが、利用者への影響や周知期間の確保等を十分考慮しながら、適切な時期を見極め迅速に対応すること。

## 3 付帯意見

### （1）水道施設の更新・耐震化事業の計画的な実施

水道施設の障害による断水等の事故は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、適切な維持管理・保全に努めるとともに、更新や耐震化については早急かつ計画的に行うこと。また、事業費等を十分に精査し、経費節減に努め、安定的な水道事業の運営を行うこと。

### （2）市民周知・広報

水道事業の現状等について広報活動を積極的に行い、料金改定（値上げ）について市民や企業の理解と同意が得られるよう具体的でわかりやす

い説明を行うなど、きめ細かな対応に努めること。

(3) 水道料金の定期的な見直し

現行の水道料金は、平成30年8月に改定してから7年が経過している。この間、事業経営の安定化に努力しているが、急激な人口減少、物価の高騰等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化している事から、今後は概ね5年を目処に水道施設の更新や耐震化計画とそれに伴う財政計画に基づき、社会経済情勢などをよく踏まえたうえで、適正な料金について精査検討し、必要に応じて見直しを行うこと。

(4) 技術力確保と人材育成

職員数は、経営合理化によりピーク時の半数以下まで減少している。今後、水道施設の更新需要の増大、地震や自然災害への対応、高度化する水質管理など、水道事業における技術やマネジメント面での経験や専門性が求められる。健全な経営を維持するためには、計画的な人材育成・確保について人事担当部局と連携を密にするとともに、職員の外部研修への参加等により組織全体のレベルアップを図りながら、A Iの導入等、D Xの推進や包括委託化等により業務負担の軽減を図られたい。

(5) 国・県や市による財政的支援の拡充要望

水道事業は、事業運営の健全性を維持するため、地方公営企業法に基づき独立採算が原則とされているが、水道は国民の文化的で健康な生活を維持するために欠かすことのできないライフラインであり、その安定供給は公共サービスとして極めて高い公益性を有している。

現在、全国的に、老朽化が進む施設・管路の更新、大規模災害への備え、人口減少による料金収入の減少といった多くの課題に直面しており、水道事業の持続可能性を確保するためには、経営努力による効率化を進めつつも、その公益性・重要性に鑑み、国・県や市による財政的な支援が不可欠である。

水道施設の整備・更新費用に対する補助金の拡充、災害対策費用の支援、料金の低廉化に向けた財政支援など、多角的な支援策の実施を要望されたい。

#### 4 水道料金改定案について

##### (1) 現行の水道料金表 (2 か月につき)

(税抜)

口径	基本料金 (0~10m <sup>3</sup> )		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たりの単価)		
	基本水量	金額	11 m <sup>3</sup> ~ 20 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup> ~ 60 m <sup>3</sup>	61 m <sup>3</sup> 以上
13mm	10m <sup>3</sup>	2,400円	70円	174円	205円
20mm		3,200円			
25mm		4,940円			
30mm		4,940円			
40mm		8,840円			
50mm		14,820円			
75mm		27,040円			
100mm		44,200円			
150mm		91,000円			

##### (2) 改定案 (2 か月につき)

(税抜)

口径	基本料金 (0~10m <sup>3</sup> )		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たりの単価)		
	基本水量	金額	11 m <sup>3</sup> ~ 20 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup> ~ 60 m <sup>3</sup>	61 m <sup>3</sup> 以上
13mm	10m <sup>3</sup>	3,020円	88円	219円	258円
20mm		4,020円			
25mm		6,220円			
30mm		6,220円			
40mm		11,120円			
50mm		18,640円			
75mm		34,020円			
100mm		55,600円			
150mm		114,480円			

## 5 参考資料

### 審議会経過

区分	開催日及び会場	審議内容等
第1回	令和7年5月29日 市役所3階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱、会長選任</li> <li>・諮問</li> <li>・水道事業の現状及び施設の更新・耐震化について</li> <li>・財政状況及び今後の見通しについて</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和7年6月26日 3階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金の現状について</li> <li>・水道料金の見直しについて</li> <li>・水道料金の改定について</li> </ul>
第3回	令和7年7月29日 3階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金改定案について</li> <li>・今後のスケジュールと市民周知の方法について</li> <li>・答申案について</li> </ul>
第4回	令和7年9月24日 3階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案について</li> </ul>

### 北茨城市水道料金等審議会委員名簿

任期：令和7年5月29日から令和8年3月31日まで

分野	氏名	所属等	備考
学識経験を有する者	赤木 敦	(公社) 日本水道協会調査部調査役	
	石川 浩司	税理士(市行政改革懇談会委員)	
市議会議員	上神谷 英典	市議会議長	
	沓澤 和彦	総務委員会委員	
	鈴木 康子	文教厚生委員会副委員長	
	滑川 宗宏	産業建設委員会委員	
各種団体の代表者 受益者	和田 祐司	北茨城市商工会会長・企業経営者	会長
	小関 裕子	北茨城市女性連盟会長	
	原 一治	北茨城市社会福祉協議会事務局次長	
地方公営企業経験者	鈴木 信俊	元市水道部長	